

特定教育・保育施設の利用定員減少について

1. 概要

令和8年4月からの利用定員減少について、保育所等から届出があり、必要な手続きが完了したことを報告いたします。

なお、利用定員の設定と異なり、変更の場合には子ども・子育て会議等の意見聴取が義務付けられておりませんので、報告のみとなります。

2. 各施設の利用定員

①東光保育園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	8人	10人	13人	15人	20人	24人	90人
変更後	8人	10人	13人	15人	16人	18人	80人

②第三東光保育園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	3人	5人	7人	15人	15人	15人	60人
変更後	3人	5人	6人	12人	12人	12人	50人

③第四東光保育園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	4人	6人	12人	12人	12人	14人	60人
変更後	3人	5人	8人	10人	12人	12人	50人

④七重浜こども園

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	15人	12人	23人	23人	23人	24人	120人
変更後	10人	19人	19人	20人	20人	22人	110人

⑤ゆうあい幼稚園

	3歳	4歳	5歳	計
変更前	40人	40人	40人	120人
変更後	35人	30人	25人	90人

⑥函館大谷短期大学附属大野幼稚園

	3歳	4歳	5歳	計
変更前	25人	30人	35人	90人
変更後	15人	20人	25人	60人

3. 参考

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（変更の届出等）

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。